



2025 年 7 月 30 日
フラットエネルギー株式会社

令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」実施のお知らせ

平素よりトクテンでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、お客さまのご負担軽減を直接的に実現すべく、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」という。）に参加し、電気・都市ガス料金から、国が定めた値引き単価による使用量に応じた値引きを実施しております。
このたび、経済産業省より本事業の継続実施について連絡を受け、支援対象期間の電気・ガス料金について値引きを実施させていただきます。

記

1. 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金・電気料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。
本事業の概要については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

2. 適用対象

当社と低圧の電気需給契約を締結されているお客さま
※当月のご使用量がない場合等、固定額の請求となる料金は割り引かれません。

3. 適用期間

① 電気（低圧）をご利用のお客さま

2025 年 7 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までのご利用料金に適用

4. 割引概要

料金割引は、電気料金については燃料費等調整単価から、それぞれ以下の割引単価（税込）を差し引くことにより実施します。

なお、割引適用について、お客さまからのお申込みは不要です。

電気（低圧）	2.0 / kWh
--------	-----------

※ただし、3. に定める適用期間の中間月の割引単価は以下のとおりとします。

電気（低圧）	2.4 / kWh
--------	-----------

5. 国の事業内容に関するお問い合わせ

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）

お客さま向け窓口<フリーダイヤル>

☎ 0120-013-305〔受付時間 9～17 時（年末年始を除く）〕

以上